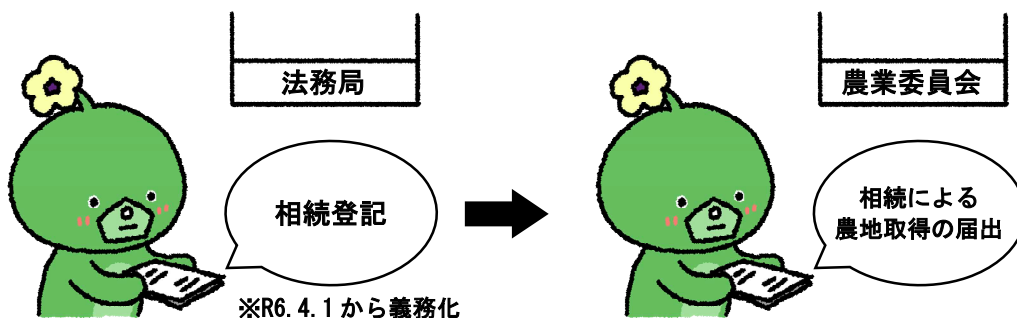


農地の相続登記が終わったら 農業委員会へ届出を



★届出内容・方法

権利を取得した人の氏名、取得した理由、取得した日、対象農地の所在地、地目、面積などです。

農業委員会窓口に提出するもの

- ・農地法第3条の3の規定による届出書※
- ・農地の権利を取得したことがわかる書類の写し（登記完了証や全部事項証明書の写しなど）

※届出書の様式は、市 HP からダウンロード可能

★届出時期

権利を取得した場合、遅滞なく届出を行うことになっています。権利取得を知った日から、おおむね10か月以内に届け出てください。

様式第3号の1
農地法第3条の3の規定による届出書

令和 年 月 日
指宿市農業委員会会長 殿

住 所 氏 名 印

下記農地（採草放牧地）について、 により 取得したので、農地法第3条の3の規定により届け出ます。

1 権利を取得した者の氏名等

氏 名	住 所

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目	面積 (㎡)	備 考

3 権利を取得した日
年 月 日

4 権利を取得した事由

5 取得した権利の種類及び内容

6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無

農業における野焼きについて

農業を営むためにやむを得ないものとして行われる野焼き（農作物の残さを焼却するためなど）は禁止されていませんが、農地で野焼きをする際は以下のことに十分配慮しましょう。

- ・風の向きや強さによって、行う時間帯を考慮しましょう。
- ・煙の量や匂いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめましょう。
- ・ご近所とのトラブルを避けるため事前周知を行いましょう。
- ・火災と紛らわしい煙または火災を発生するおそれのある野焼きを行う場合、事前に消防署へ届出を行いましょう。

令和7年 収入保険加入申請受付中



収入保険は、自然災害や価格低下など、農業者の経営努力では避けられないリスクから農業経営を守る保険制度です。鹿児島県内では、2,245件（令和5年）の加入があり、多くの農業者の支えとなっています。

収入保険のポイント

- 青色申告を行っている農業者が加入できます。（直近1年分でも可）
- 最大補償を選択した場合、基準収入の9割を下回ると補てん金が支払われます。
- ご自身で生産・販売するすべての農産物を対象に、経営努力では避けられない収入減少を補てんします（肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵を除く）。

新規加入申請期限

- 個人の場合…令和6年12月末
- 法人の場合…事業年度開始月の前月末

対象となる事故	
倉庫の 浸水被害	自然災害等で 減収
取引先の 倒産	市場価格が 下落
盗難や運搬中の 事故	災害で 作付不能
為替変動で 大損	けがや病気で 収穫不能

NOSAI では、過去4年前までの決算書があればすぐに保険料や補てん金等の試算を行うことができます。詳しくは、NOSAI かがしま南薩支所へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】・NOSAI かがしま南薩支所 収入保険課 TEL 0993-58-3100
・NOSAI かがしま南薩支所 指宿事務所 TEL 0993-23-3251

農用地あっせん情報

令和6年9月25日委員会承認

所 在	希望地目		面積(m ²)	希望内容
	登記	現況		
西方字中道	畑	畑	400	売渡
西方字中道	畑	畑	1,241	売渡
西方字臼山前	畑	畑	520	売渡
新西方字田原迫	畑	畑	1,227	売渡
池田字太竹原	畑	畑	629	売渡
池田字永迫下	畑	畑	612	売渡
開聞十町（西部地区周辺 畑かん希望）	希望地目：畑		1,000 m ² 以上	借受（買受も可）

※農地を買う場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係721 振興係723 地域計画係724